

■石狩市手話基本条例見直し検討会 提言書 ～抜粋～	平成29・30年度 手話条例推進懇話会で出された主な意見	具体化できるものと検討課題
<p>(1) 手話条例を推進するための施策の見直しの視点について 次に掲げる項目について、施策の見直しや内容の充実を図っていくことが必要</p>		
<p>ア 手話やろう者に触れる機会等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校において行われている手話授業の取り組みに関し、子ども達が幼児期から青少年期までにおいて、継続的かつ体系的に学ぶことができる環境をつくるのが大切であり、市は、教育委員会や学校と連携しながらその取り組みを継続して支援していく必要があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習の積み上げができるように、教材（テキスト）を作成し配付できないか？（第1回） 参観日に合わせた手話授業の実施はどうか？（第4回） 	<p>【教材（テキスト）の作成】第1回 ※予算措置必要！</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習中はろう講師の手話を見て、健聴講師の話聞くのみ ノートをとらないため、学習後に振り返るにもプリントも何もない 講話は聞いて見るのみ、実技は体験して終了 小学生、中学生ともすべての授業で事後に振り返ることのできる教材が存在しない
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが手話やろう者と触れあう機会については、地域間においてその差がある現状を踏まえ、学校以外の場所で手話やろう者と触れあう機会をつくっていくことが必要であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館での交流があるとよい（第1回） 	<p>【学校以外の場所での交流】第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ（2ヶ所）以外でのニーズ調査
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活におけるろう者の理解をしてもらうことが必要であり、町内会等の地域を意識した手話やろう者の理解の普及啓発をすることが必要であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者クラブでの交流があるとよい（第1回） 手話セラピーのようなものがあれば・・・（第1回） 防災に関する手話出前講座を開催しては？⇒聞こえる人も対象に（第2回） 	<p>【手話サークルによる取り組み】第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ろう協の力を借りながらできること・・・サークルにおいて検討
<p>イ ろう者への市の取組支援について</p> <p>手話条例の目的を実現するための施策の一環として、ろう者が市民へ手話を普及し、又は手話により交流するような活動をしていくことが大切であり、市はその取り組みや活動の拠点となる場所づくりについて支援をしていくことが必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ろう協会の活動をもっと増やせば、市民の皆さんを呼び込むことができるのではないか？（第4回） 	<p>【手話サロンの創設】第3回、H30第1回 ※予算措置必要！</p> <ul style="list-style-type: none"> ろう者が集う場所、サロンのようなもの 市役所1F喫茶コーナーでの「手話カフェ」展開 <p>【ろう協による新規事業展開】第4回、H30第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民への手話普及、市民との交流活動など、新たな事業の展開（活動を始めることで、支援の輪も広がっていく）
<p>ウ 事業所における取り組みについて</p> <p>社会生活において、ろう者が安心して生活をするためには、事業所において手話やろう者の理解をさらに進めていくことが必要であること。</p> <p>手話条例を制定した市の職員は、これまでの職員研修の内容等を踏まえた新たな取り組みが期待されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手話やろう者理解につながるように、医療機関へ冊子を置けないか？（第1回） ヘルプカードやシールの作成、配付の実施（第2回） ⇒例：耳が不自由です、手招きで呼んでください 聞こえない人への合理的配慮の方法を考えて、周知する（第2回） ⇒病院の待合で呼ばれる時の配慮など 警察へのアプローチはどうか？（第2回） 市役所内に手話サロンを創設して、交流の場を設けるのはどうか？（第3回） 防災に関するパンフレットの作成（第4回） 商工会議所へ手話出前講座のPR実施（第4回） 事業所（企業）における手話出前講座の実施（第5回） 聴覚障害者の就労環境アドバイスと雇用機会の創設（第5回） ⇒北海道ろうあ連盟の協力が必須 複数の企業による合同研修会の実施（第5回） 「聴覚障害者とは何か」「手話条例とは何か」などの講義の実施（第5回） 聴覚障害者が石狩市職員として採用されないか？（第5回） 	<p>【医療機関へのアプローチ】第1回、第2回 ※予算措置必要！</p> <ul style="list-style-type: none"> 冊子の配付 受付や会計、看護師、医師へのろう者や手話理解につながる研修会を開催 聞こえない方用ヘルプカードの作成、配付 <p>【警察へのアプローチ】第2回 ※出前講座で実施可能①、予算措置必要！②</p> <p>①全道域での異動となるため、ろう者理解へつなげるよう継続的に研修会を開催 ※道警へのアプローチは北海道ろうあ連盟が責任を持つ</p> <p>②聞こえない方用ヘルプカードの作成、配付</p> <p>【防災に関する出前講座の開催】第2回、第3回 ※出前講座で実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災意識の向上、地域のろう者理解の普及につながる研修会を開催 <p>【市役所内からPR】第3回、第4回、H30第1回 ※予算措置必要！①、HP検討②</p> <p>①手話条例を知らない人にもPR、市役所内から「手話の町」「合理的配慮の協力をお願い」など視覚的な働きかけが必要 ペナントやTシャツの作成</p> <p>②HPの充実と最新情報の発信（市域での実践事例紹介など）</p> <p>【会社関係へのアプローチ】第4回、第5回、H30第3回 ※出前講座で実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会議所を通じて、市内商業施設を対象とした合同研修会の実施 通訳者派遣制度のPR実施 <p>【聴覚障害者の雇用】第5回</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者の雇用促進、就労環境アドバイス → 北海道ろうあ連盟の協力必須 石狩市職員としての採用 → 周囲の環境変化に期待の声もあり

■石狩市手話基本条例見直し検討会 提言書 ~抜粋~	平成29・30年度 手話条例推進懇話会で出された主な意見	具体化できるものと検討課題
<p>(1) 手話条例を推進するための施策の見直しの視点について 次に掲げる項目について、施策の見直しや内容の充実を図っていくことが必要</p> <p>エ 聞こえない子どもや保護者への支援について 乳幼児の時期において、子どもが聞こえないとわかった時に、手話教育（療育）を含めた適切な情報提供、その子どもの保護者への手話習得支援をしていくことが大切であり、今後施策の検討が期待されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耳鼻科相談時の案内先として「相談窓口（市）」の情報提供ができないか。 ・親子とも手話が学べる環境を期待するが、ニーズの把握も大切である。 ・ろう学校の先生と親をつなぐ窓口がほしい。 ・子どもと親と一緒に遊べるような場や、学校での勉強をするような環境の整備。 ・保健師、言語聴覚士との相談体制の構築。 ・こども発達支援センター内の職員や関係者に向けて、ろう者を招いた学習会を開催し、聞こえないことに対する考え方や接し方、専門的な話し合いをするべき。 ・乳幼児のみならず、小学校入学前から高校生までの学習支援、親への支援、進学の悩み相談など、幅広い対応も必要ではないか。 ・ろうあ者の団体やコミュニティとつながることで、一緒に手話を覚えられ、手話の大切さや言語であることを知り、ろうあ者とのつながりができる場として、サークルがあることも知らせてほしい。（以上、H30第2回） 	<p>【関係機関との連携】 H30第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耳鼻科、ろう学校との関わり → 親からの相談時に情報提供を <p>【相談体制の整備】 H30第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健推進課（保健師）、こども発達支援センター（言語聴覚士）との連携 ・関係者向けの学習会開催
<p>オ 手話が言語であることの理解について 手話はコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として発展してきており、手話の普及を通じて、手話の言語性や言語としての発展の歴史を理解してもらうような施策の取り組みが必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者には浸透しているが、社会を見ると「言語」の意味もわからず、理解にはまだまだ及ばない。 ・「手話が言語である」ということよりも、手話を自然に見る機会、聞こえない人と会ったら使ってみるという環境や雰囲気をつくさん作ることが必要ではないか。 ・日頃の活動を通して、地道に手話を広げていく以外ないのでは？ ・情報保障に対する認識は、様々な場面で理解に乏しく、社会の問題である。必要性を訴えていくことが大切。（以上、H30第2回） ・「手話が言語である」ことを市民に広める方法として、ティッシュの配布はどうか？ ・職員の名札に手話や指文字の表記をしてみてもいい？（以上、H30第3回） 	<p>【情報発信】 第1回、第4回、H30第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道ろうあ連盟が主体となって活動 → 手話言語条例の周知活動 ・ワンポイント手話の活用（石狩市：トイレを活用した取り組み） ・ポケットティッシュの活用（ラベル・チラシの封入）※予算措置必要！ ・職員の名札へ手話や指文字の表記 <p>【理解・意識改革】 H30第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話施策を通じた地道な普及啓発活動、理解促進につなげる施策の展開 ・情報保障に対する意識改革